

- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で我が国が主導した「愛知目標」では、2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており（現在は8.3%）、2020年秋頃のCOP15までに沖合海底自然環境保全地域を指定することで達成を目指す。

2020年
（令和2年）

- ・ **自然環境保全基本方針の変更**（1月：中央環境審議会答申（予定）、3月：閣議決定（予定））
- ・ 沖合海底自然環境保全地域の指定に係る関係省庁、関係自治体等との調整
- ・ 改正法施行（4月1日）
- ・ 中央環境審議会の開催、パブリックコメントの実施等を経て、**沖合海底自然環境保全地域を指定**（夏～秋頃）
- ・ 沖合海底自然環境保全地域の調査を開始
- ・ **生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催**（秋頃）